

糸島市補助金設計書

所管課	農業振興課
-----	-------

補助金名称	中山間地域等直接支払事業
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策1_農林水産業の振興

施策①_農林水産業の活性化

1 補助の目的

農業の多面的機能の維持・発揮のため、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費の差額相当分）を支援する。

2 成果指標

指標① 集落協定の締結数

目標値① 18 (単位) 件

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

集落協定を締結した対象農地における農業生産の維持活動に対し、傾斜（緩急）等に応じた直接支払交付金を交付する。

【補助対象者】

農業者団体（集落組織）

4 補助対象（外）経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 定額 % 又は 分の

【補助限度額】 円

【積算根拠ほか】

傾斜等に応じて3,000円/10a～21,000円/10a 負担割合 国1/2、県1/4、市1/4

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 6 年度 まで

補助金負担割合：国1/2、県1/4、市1/4